

令和元年 7月23日 奈良市子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。 令和元年6月25日(火)に開催いたしました説明会の概要及び説明会で出た質疑応答につい て以下のとおりまとめましたので、配布いたします。

今後も定期的に説明会やお知らせをとおして、今後の取組内容をお伝えさせていただきたい と考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 当日の説明内容について

(1)市立幼保施設が抱える課題について

• 市立幼保施設においては、幼稚園では園児数の減少、保育園では待機児童が課題となっています。 また、施設の老朽化や人材・財源不足等によりサービスアップが困難など、ハードとソフト両方の 課題を抱えています。そこで、本市では、市立幼保施設の再編(統廃合や民間移管)を計画的に進 めることにより、様々な教育・保育ニーズに応えることができるよう取組を進めています。

(2)春日保育園の今後の方向性(案)について

- 春日保育園の今後の方向性(案)については、令和4年4月を目標年度として、民間移管の手法により、公私連携型保育所への移行を検討しています。
- 移管にあたっては、公私連携という法で定められた制度に基づき、移管先法人と市が協定を締結することにより、奈良市立こども園カリキュラムによる教育・保育を引き続き実施していくなど、現在の園運営内容等の引継ぎを行います。

(3)今後のスケジュール(案)について (※令和4年4月に民間移管する場合)

- 令和元年度については、まず民間移管に向けた取組を市の方針として決定させていただきたいと考えております。その後、法人募集要項作成に向けた保護者アンケートの実施を予定しております。
- 令和2年度には実際に移管先法人の公募・選定を予定しております。その後令和3年度に移管先法人と市で1年間の引継ぎを行い、移管前の3か月は法人職員と市職員との共同保育の実施を予定しております。
- 令和4年度には移管先法人が運営する公私連携型保育所への移行を予定しております。移管後も引き続き協定に基づき、市による巡回保育や指導・監査を予定しております。

2 説明会でいただいたご意見・ご質問等に関する考え方

- Q1 民間移管されると給食はどのような提供体制になるのですか。
- A1 法人を公募するにあたり、給食の提供体制については基本的に園内で調理する自園調理を条件として法人を公募したいと考えています。アレルギーへの対応方法や、マニュアルの整備などに関しても選考の過程で書類審査、現地調査、ヒアリング調査を行い厳しくチェックします。

また、給食費の支払いに関しては、今後の幼児教育無償化に伴い現在の方法とは変わることになりますが、料金については、移管先法人の提案をもとに、三者協議会で協議し、決定することになります。

- Q2 スケジュールイメージでは令和4年度から移管となっていますが、そうならない可能性はありますか。
- A2 春日保育園の民間移管の手続きに関しては約3年という期間を設定しており、それに基づいて令和4年度に民間移管することを目標としたスケジュールイメージをお示ししました。しかし、最初の公募で、選定委員会により移管先法人が選定されなかった場合については、しっかりと運営を継続的かつ安定的に行うことができる優良な移管先法人が選定されるまで複数回募集を行うことも想定しており、この場合、スケジュールに遅れが生じる可能性もあります。

なお、民間移管の時期が現在お示ししている令和4年度より早まるというような、スケジュールが前倒しになるということはありません。

- Q3 民間移管によって具体的にどういったことがサービスアップとして期待されますか。
- A3 具体的なサービスアップの内容につきましては、移管先法人の提案にもよります。ご参考までに先行して民間移管される他園では、移管先法人より
 - 紙おむつを園で廃棄する
 - 防犯カメラの設置などのセキュリティ対策
 - ・ICTを活用した登降園システム
 - ・ 土曜日の保育時間の延長

などの提案をいただいています。

- Q4 市内の他の園にも同じように民間移管の話をしているのですか。
- A4 市立園の民間移管につきましては、昨年度の市長の議会答弁において積極的に推進していく方向性を説明しており、本市としても人材や財源の確保、民間活力を用いた保育環境の充実をすすめていきたいと考えています。

現在、市内の公立園の中では、保育園では春日保育園を含めた4園、幼稚園では1園で 民間移管に関する保護者説明会を実施したところです(令和元年7月現在)。

- 園舎について、資料には「現在の施設を活用、しかし移管先法人によっては施設整備を実施する可能性があります」と記載されています。しかし、法人によっては、例えば耐震性が足りない等、本当に改修しなくてはいけないのに、費用がかかるから改修しないといった事態も起こるのではないでしょうか。
- A5 まず、春日保育園の園舎は耐震化されておりますのでその点はご安心ください。 園舎の改修の有無については、法人の意向によるところです。しかし、公立園のままであれば、他園の方がより老朽化している等の理由で保護者のニーズに応じた改修が優先的にされないこともありますが、私立園になればそのような施設改修にも迅速に対応できると考えています。このように、公立では柔軟に対応できないことについて民間の活力を用いて対応したいと考えています。
- Q6 民間移管されることによるデメリットについて具体的に教えてください。
- A6 デメリットについては、民間移管することにより園職員が入れ替わってしまうことによる園児や保護者に環境の変化が起こることであると考えています。 その影響を最小限にするため引継ぎ保育を実施しており、本市においては、他自治体の先進事例も参考にしながら、約1年間の引継ぎ保育期間を設け、移管前3か月は移管先法人の職員と市職員との共同保育を実施することで、その環境の変化による影響を最小限に抑える仕組みを考えています。また、移管後も一定期間共同保育を実施し、市職員の巡回訪問も実施することとしています。さらに移管後も市・法人・保護者からなる三者協議会を引き続き設置することにより、保護者の意見を法人へと伝えられる仕組みを設けています。
- Q7 私立は特色がある園が多いイメージですが、民間移管されると公立の保育方針からその私立の特色に一気に変わってしまうのですか。
- A7 民間移管するにあたっては、今の春日保育園の保育方針などを引き継いでいくことを前提としておりますが、民間移管後の園運営については基本的な事項を市・法人・保護者からなる三者協議会で話し合い、三者の合意がなければ、法人の提案する特色あるサービスを導入できないような制度設計をしています。また、園運営に関する基本的な事項については、移管前に市と法人間で締結する協定に基づき実施されますので、今の春日保育園の保育方針が大きく変化することはありません。
- 引継が終わった後、市から法人への指導について、どのくらいの間強制力がありますか。 Q8 引継期間中は市の保育方針に準じていても、引継が終わればすぐにその法人の保育方針に なったりしませんか。
- A8 実践による引継ぎの中で、現在の春日保育園の保育内容を引き継ぐことに加え、引き継いで欲しい教育・保育内容は、市・法人・保護者からなる三者協議会で協議の上、協定に盛り込みます。そして移管後、法人はその協定に基づいて教育・保育を行うこととなり、万一違反があった場合は、市が指導・是正勧告を行うことができ、指示に従わない場合は、指定を取り消すことができる仕組みになっています。そのため、少なくとも協定を締結している間は、市に指導等の権限があります。

- Q9 法人というのは、保育園を運営している法人という認識で良いですか。
- A9 基本的に募集要項の中で保育の実績がある法人のみを対象として公募します。初めて保育園を運営するような法人は公募の対象としません。
- Q10 法人が一者も応募してこなかった場合、春日保育園はなくなるのでしょうか。
- A10 法人の応募がなかったとしても、それを理由として春日保育園を閉園することはありません。仮に法人からの応募がなかった場合は、募集要項を見直して法人を再公募することを考えています。実際に昨年度も法人を再公募して決定しましたが、そのときは定員等の諸条件を見直して再公募を行いました。
- Q11 正規の先生方が全員いなくなることが不安です。
- A11 今まで他の園の説明会においても、保護者の方から民間移管により職員が入れ替わってしまうことについて心配されるご意見をいただいております。民間移管にあたっては、保育に関してしっかりした理念のある運営法人を選定することはもちろん、安心して保育できる環境を提供し続けることが大切であると考えております。ご意見につきましては、今後も引き続き説明会の開催などを通じて保護者の皆様に情報提供を行っていくとともに、民間移管にあたり、公立の良い部分を引き継いでいけるよう、園職員や保護者の皆様、また地域の関係者の方々などのご意見を伺いながら、検討を重ねていきます。また、非正規の職員については、本人の希望もありますが継続して残ることも可能で、状況によっては担任の先生が継続して残ることもあり得ます。
- Q12 共同保育が3か月とのことですが、子どもにとっての3か月は短く足りないように思います。十分な引継ができるのでしょうか。
- A12 移管前の3か月は実際に移管先法人の保育士と市の保育士が共同保育を実施することとしております。この共同保育の期間につきましては、他自治体の検証結果、また本市の保育総務課から、あまり長い期間共同保育を実施することにより、園児や保育士にも負担が生じる恐れがあるとの見解を得ています。また、移管先法人においても保育士の採用等の体制を整えていただく必要があることから、移管前の3か月を共同保育期間としています。

なお、今後の民間移管の取り組みにあたっては、現在引継ぎを行っている鶴舞こども 園・右京保育園での実施状況を検証し反映させていただきたいと考えています。

春日保育園の民間移管に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階) (担当) 山本 ・ 北村

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1512372039315/index.html

